

令和7年度埼玉県地域リハビリテーション専門職育成研修事業仕様書

【目的】

県内における地域リハビリテーションの推進に資するため、市町村の地域支援事業等において、リハビリテーションの専門的見地から助言指導等を行うリハ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の技能の向上と質の均一化を図るための実践的な研修を実施する。

【研修の実施方法】

研修は埼玉県理学療法士会、埼玉県作業療法士会及び埼玉県言語聴覚士会と連携し実施する。

【研修内容】

1 介護予防事業に関与するリハ専門職育成（初級実務コース）

（1）研修対象者

- ア 埼玉県内にある医療機関や介護保険施設等に勤務しているリハ専門職
- イ その他、県が別途指定する者

（2）研修内容等

介護予防ボランティア養成や住民主体の体操教室の立ち上げ等を、効果的に実施できるよう、座学・実技・グループワーク等を組み合わせ、実践的な内容を実施する。

（3）開催時期・回数等

- ア 令和7年4月から令和8年3月31日までの間に開催すること。
- イ 実施回数は2回を目安とすること。
- ウ 1回当たりの参加者は80人を目安とすること。

2 地域ケア会議に関与するリハ専門職育成（初級実務コース）

（1）研修対象者

- ア 埼玉県内にある医療機関や介護保険施設等に勤務しているリハ専門職
- イ その他、県が別途指定する者

（2）研修内容等

地域ケア会議において、地域リハビリテーションの視点から、効果的な助言等を行えるよう、座学・実技・グループワーク等を組み合わせ、実践的な内容を実施する。

（3）開催時期・回数等

- ア 令和7年4月から令和8年3月31日までの間に開催すること。
- イ 実施回数は2回を目安とすること。
- ウ 1回当たりの参加者は80人を目安とすること。

3 地域リハビリテーション推進事業に関与するリハ専門職育成（中級）

（1）研修対象者

- ア 埼玉県内にある医療機関や介護保険施設等に勤務しているリハ専門職
- イ 介護予防や地域ケア会議等市町村事業に関与している者
- ウ その他、県が別途指定する者

（2）研修内容等

介護予防・地域ケア会議専門員として、介護予防と地域ケア会議、地域支援事業や介護予防日常生活支援総合事業を市町村の関係者と共に、効果的に実施できるよう、座学・実技・グループワーク等を組み合わせ、実践的な内容を実施する。

（3）開催時期・回数等

- ア 令和7年4月から令和8年3月31日までの間に開催すること。
- イ 実施回数は2回を目安とすること。
- ウ 1回当たりの参加者は80人を目安とすること。

4 地域リハビリテーション推進事業に関与するリハ専門職育成（上級）

（1）研修対象者

- ア 埼玉県内にある医療機関や介護施設等に勤務しているリハ専門職
- イ 地域リハビリテーション・ケアサポートセンターの職員等、複数の市町村事業に関与している者
- ウ その他、県が別途指定する者

（2）研修内容等

介護予防や地域ケア会議、地域支援事業、介護予防日常生活支援総合事業等に関して効果的な支援ができるよう、座学・実技・グループワーク・ワークショップ等を組み合わせ、実践的な研修を行う。

（3）開催時期・回数等

- ア 令和7年4月から令和8年3月31日までの間に開催すること。
- イ 実施回数は1回を目安とすること。
- ウ 1回当たりの参加者は20人を目安とすること。

【研修実施に関する留意事項】

- ・ 実施回数の変更、参加者数の大幅な変更等をする場合は事前に県と協議すること。
- ・ 各研修の実施に当たっては、県と研修内容等を協議すること。
- ・ 上記3及び4の研修実施に当たっては、県が実施する専門家チームによる市町村オーダーメイド個別支援の取組状況を踏まえること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、その都度必要に応じて県と協議すること。